

改正後	改正前						
<p>(条例廃止)</p>	<p style="text-align: center;">清水町保育所条例</p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条</u> 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき保育の必要性のある乳児、幼児、その他の児童（以下「児童」という。）の保育施設として町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(名称、位置及び定員)</u></p> <p><u>第2条</u> 保育所の名称、位置及び定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1115 651 2107 786"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">清水町立しみず保育所</td> <td style="text-align: center;">清水町北1条1丁目1番地</td> <td style="text-align: center;">200人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>(職員)</u></p> <p><u>第3条</u> 保育所に所長、その他必要な職員を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(保育の実施)</u></p> <p><u>第4条</u> 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(時間外保育の実施)</u></p> <p><u>第5条</u> 町長は、前条に定める基準により保育を実施している児童を対象に、当該児童の保護者の申請を認めた場合において通常の利用時間以外の時間に保育する事業をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(一時保育の実施)</u></p> <p><u>第6条</u> 町長は、第4条の規定によるほか、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前の児童を一時的に保育する事業（以下「一時保育」という。）を実施</p>	名称	位置	入所定員	清水町立しみず保育所	清水町北1条1丁目1番地	200人
名称	位置	入所定員					
清水町立しみず保育所	清水町北1条1丁目1番地	200人					

改正後	改正前
	<p><u>することができる。</u></p> <p><u>2 一時保育の定員は、1施設において1日につき5人とする。</u></p> <p><u>(入退所)</u></p> <p><u>第7条 児童を保育所に入所させようとする保護者は、規則の定めるところにより所定の手続をしなければならない。また退所するときも同様とする。</u></p> <p><u>(保育料の額)</u></p> <p><u>第8条 第4条から第6条に定める基準により保育を実施している児童を対象とした保育料については、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成30年清水町条例第16号）の定めるところとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日より施行する。